

議案第 5 号

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定
について

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、岩倉市放課後児童クラブ施設（以下「児童クラブ施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を実施するため、児童クラブ施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 児童クラブ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 五条川小学校放課後児童クラブ施設
- (2) 位置 岩倉市神野町郷浦18番地

(児童クラブ施設の利用)

第4条 市長は、次に掲げる場合において、放課後児童健全育成事業の実施に支障がないと認めるときは、放課後児童健全育成事業以外の目的で児童クラブ施設を利用し、又は利用させることができる。

- (1) 小学校の教育活動のために利用する場合
- (2) 地域の児童の健全育成のために利用する場合
- (3) 地域住民が相互に交流を深め、自主的な活動を進めるために利用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定により児童クラブ施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前条第2項の利用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額又は免除することができる。

3 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の義務)

第6条 児童クラブ施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、児童クラブ施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則並びに市長の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意又は過失によって児童クラブ施設又はその附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

時間 区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後7時まで
1室	400円	400円	500円